

大田市告示第67号

大田市り災証明書等交付要綱（平成30年大田市告示第93号の2）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

大田市長 楫野弘和

題名中「り災」を「罹災」に改める。

第1条中「り災」を「罹災」に改める。

第2条第1項の表を次のように改める。

証明書の種類	証明の対象となる物件	証明する事項
罹災証明書（様式第1号）	住家（居住のために使用する建物）	被害の程度
被災証明書（様式第3号）	建物、工作物並びに家財など	被害の事実

第2条第2項中「り災」を「罹災」に、「令和2年3月」を「令和6年5月」に改める。

第3条第1号中「り災」を「罹災」に、「様式第4号」を「様式第2号」に改める。

第6条第1項中「り災」を「罹災」に、「様式第5号」を「様式第4号」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

被害の程度	認定基準
全壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
住家半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通り

	に再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
大規模半壊	住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
中規模半壊	住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
半壊	住家半壊のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 20%以上 30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。
準半壊にいたら ない (一部損壊)	準半壊に至らない程度で建物が損壊し補修を必要とするもので、建物の主要な構成要素の経済的被害を建物全体に占める損害割合で表し、その建物の損害割合が 10%未満のものとする。
床上浸水	住家の床以上に浸水したもの又は全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊若しくは準半壊には至らないが、土砂等の堆積のため一時的にその住家を使用することができない程度のもの

床下浸水	床上浸水には至らない程度に浸水したもの
------	---------------------

備考

- 1 この表において「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化が生じたことにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至った状態をいう。
- 2 この表において「住家の床」とは、住家にある居室の床のうち最下階にあるもののことをいう。
- 3 集合住宅にあつては、原則として1棟全体で判定し、その判定結果をもって各住戸の被害の程度として認定する。ただし、各住戸間で明らかに被害の程度が異なる場合は、住戸ごとに被害の程度を認定するものとする。

様式第1号から様式第4号を次のように改める。

様式第5号を削る。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(りさい)
罹災証明書

世帯主住所				
世帯主氏名				
世帯構成員	氏名	続柄	氏名	続柄

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家 [※] の所在地	
住家 [※] の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)
浸水区分	<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

大田市長



罹災証明書交付申請書

大田市長様

年 月 日

申請者 (世帯主)	住所
	電話番号
	(現在の連絡先)
	電話番号
	(ふりがな) 氏名

窓口に 来られた方 (申請者と同じ場 合は記入不要)	住所
	電話番号
	(ふりがな) 氏名
	申請者との関係

被災住家の 世帯構成員	氏名	続柄	氏名	続柄
		世帯主		

罹災原因	年 月 日の	による
------	--------	-----

被災住家※の 所在地	(申請者住所と同じ場合は記入不要)
---------------	-------------------

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。

住家の被害	<input type="checkbox"/> 浸水被害 (<input type="checkbox"/> 床上 <input type="checkbox"/> 床下) <input type="checkbox"/> その他被害(以下に記入)
-------	---

住家以外の 被害	
-------------	--

写真による 被害区分の 判定(※)	<input type="checkbox"/> 希望する(写真を添付) <input type="checkbox"/> 希望しない
-------------------------	--

※ 下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。

- ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
- ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
- ・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合
(「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定となります)

※ 添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

受付欄	本人確認方法(個人)	本人確認方法(法人)
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 代表者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 法人名、所在地、代表者名が確認できるもの () <input type="checkbox"/> その他()

被災証明書交付申請書

大田市長様

年 月 日

申請者 (世帯主)	住所 電話番号
	(現在の連絡先) 電話番号
	(ふりがな) 氏名
窓口に 来られた方 (申請者と同じ場 合は記入不要)	住所 電話番号
	(ふりがな) 氏名 申請者との関係
被災原因	年 月 日の による
被災場所	(申請者住所と同じ場合は記入不要)
被災状況	
添付書類	<input type="checkbox"/> 被災したことがわかる写真 <input type="checkbox"/> 被災場所の位置図

※本証明は被災があった事実のみを証明するものです。被災の程度を証明するものではありません。

【以下市記入欄】

被災証明書

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

大田市長

建物被害認定再調査申請書

大田市長様

年 月 日

次のとおり、建物被害認定に係る再調査について申請します。
また、前回の調査の結果に基づき交付した「罹災証明書」は無効となり、再調査結果に基づき交付する「罹災証明書」が有効になることについて承諾します。

申請者 (世帯主)	住所
	電話番号
	(現在の連絡先) 電話番号
	(ふりがな) 氏名
窓口に 来られた方 (申請者と同じ場 合は記入不要)	住所
	電話番号
	(ふりがな) 氏名 申請者との関係
再調査理由	
再調査理由とな る被害箇所	外 壁 :
	屋 根 :
	柱又は耐力壁:
	天 井 :
	内 壁 :
	建 具 :
	床(階段含む):
	設 備 :
添付資料:	

注)1 この申請書を提出の際は、再調査の対象物件に係る「り災証明書」を添付してください。

- 2 申請者がり災者本人・同一世帯以外の場合は、り災者本人の署名捺印により、代理人に申請に係る権限を委任したものとみなします。